

『馬券を巡る所得税法の取扱い 所基通34-1改正へー国税庁』

国税庁は、競馬の馬券の購入を機械的、網羅的、大規模に行っている場合に、(1) 払戻金は一時所得と雑所得のいずれに該当するか(2) 所得金額の計算上控除すべき金額は、的中した馬券の購入費に限られるか否か、が争われた訴訟において、馬券購入行為の態様や規模等によって払戻金は雑所得に該当し、外れ馬券の購入費も控除すべき旨の判決を受け、その概要や今後の対応等について公表した。

被告人は、馬券を自動的に購入し、回収率を高めるため、競馬情報配信サービス等から得られたデータを分析して購入額を算出し、中央競馬のほとんどのレースで、数年以上にわたり網羅的に、一日で数百万円から数千万円の馬券を購入し続けた。払戻金の合計額から外れ馬券を含む全ての馬券の購入費を差し引いた利益は、本件の公訴事実とされた3年間で計1億3,900万円に上った。

小法廷は、この馬券購入行為を「一体の経済活動の実態を有する」と判示し、払戻金を雑所得の収入金額とし、外れ馬券の購入費は的中馬券の払戻金を得るための必要経費として認めた原審の判断を指示した。

従来、競馬の馬券の払戻金を一律に「一時所得」と扱っていた根拠となる所得税基本通達34-1は、今後改正される予定。



『正社員不足、企業の4割弱に 非正社員は4社に1社』

帝国データバンクがこのほど発表した「人手不足に対する企業動向調査」結果によると、「正社員が不足している」と回答した企業は4割弱に上っている。また、「非正社員が不足している」と答えた企業は4社に1社だった。この調査は今年1月19日から31日まで、全国2万3,402社を対象に実施した。回答率は46.1%だった。企業の37.8%で正社員が不足しており、業種別では「情報サービス」が59.3%で最も高かった。以下、「建設」(54.6%)、「医薬品・日用雑貨品小売」(53.6%)、「放送」(53.3%)、「旅館・ホテル」(52.8%)、「人材派遣・紹介」(52.6%)、「運輸・倉庫」(50.0%)などが続いている。

非正社員が不足していると回答した企業は24.1%だった。業種別では「飲食店」(55.0%)、「旅館・ホテル」(54.3%)、「飲食料品小売」(53.9%)が50%を超えている。以下、「人材派遣・紹介」(48.9%)、「娯楽サービス」(48.3%)などの順となっている。特に、「娯楽サービス」(2013年12月実施の前回調査比15.6ポイント増)や「飲食料品小売」(同12.2ポイント増)、「旅館・ホテル」(同8.8ポイント増)などで、人手不足が大幅に拡大している。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。